

「C-2 水準適用医師の技能修練実態に関する調査」

へのご協力のお願い

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、特定高度技能研修機関（いわゆる、医師の働き方改革の制度における C-2 水準医療機関）において、C-2 水準が適用されている医師の技能研修計画に基づく研修実態に把握しに関する調査を実施させて頂きたく存じます。本年 4 月より施行された医師の時間外・休日労働における C-2 水準は、日本専門医機構の定める基本 19 領域の専門研修プログラム/カリキュラムを修了した医師が、さらなる高度な技能の修得を目的として年 960 時間を超える労働を希望する場合に認められる労働時間の上限水準で、その上限は 1860 時間となっています。適用される医師は、技能研修計画という研修計画を作成し、厚生労働大臣の確認を受けることになります。この確認のために、厚生労働省は各基本 19 領域の学会関係者に協力・助言を求め、技能研修計画内容の審査を行っています。審査を経て承認された研修計画に基づき、C-2 水準適用医師は、長時間労働が可能となり、技能修練を行っている現状ですが、令和 5 年 10 月に開催された「医師の働き方改革の推進に関する検討会」では、制度の適切な運用のために、C-2 水準適用医師の技能研修計画の履行や技能修得等に関する事後検証が必要であると指摘されています。

そこで本調査では、C-2 水準が適用されている医師の技能研修計画に基づく研修実態を、C-2 水準適用医師と同様の労働に従事していると見込まれる B・連携 B 水準適用医師の勤務実態と比較することで詳細に把握・分析した上で、C-2 水準適用医師の技能修練について効果的な事後評価方法を構築することを目的とし、研究を実施することになりました。また、調査へご協力いただいた医療機関様へ、追加調査へのご協力をお願いすることも考えております。本調査のデータは、個別の医療施設が特定される形で公表を行うことはありません。また、本調査は法令遵守を精査する調査ではなく、得られたデータは研究班内での使用に留め、厚生労働省やその他関連機関への提供は行いません。調査結果は、国の検討会等に報告するとともに、学会発表、論文、研究報告書等として公表する予定です。なお、本調査にご協力されない場合でも、貴施設の不利益となることはございません。なお、本調査は「医師の働き方改革における C-2 水準適用医師の技能研修実態の事後評価方法の検討のための研究」における調査であり、本研究は東海大学の臨床研究審査委員会（受付番号：24R137）の承認を受けて実施しております。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ぜひ本調査にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

令和 7 年 1 月吉日

令和 6 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

「医師の働き方改革における C-2 水準適用医師の技能研修実態の事後評価方法の検討のための研究」

研究代表者 森 正樹（東海大学医学部）

※ご回答方法、調査期間等につきましては、実施要領（別紙）をご参照ください。